

# 令和2年度 第2回上越市障害者差別解消支援地域協議会

## 次 第

と き 令和3年3月9日（火）  
午前 10時から 11時  
ところ 上越市役所 401 会議室

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事

(1) 令和2年度の取組状況について . . . 資料1

(2) 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の

促進に関する条例（案）について . . . 資料2

(3) 意見交換

### 4 その他

### 5 閉会

## 令和2年度の取組状況について

### (1) 障害福祉事業所等への情報提供の依頼について

「障害を理由とする差別等に関する情報提供について」に依頼文書を発出  
(令和2年8月、令和3年2月の2回)

- ・市への情報提供の依頼、情報提供後の対応について、障害福祉事業所、相談支援事業所及び地域包括支援センターに依頼した。
- ・あわせて、ニーズ調査の結果を送付し、実態の共有を図った。

### (2) 市民への啓発

#### ① 市民啓発イベント

知る・学ぶ「福祉・介護・健康フェア」in 上越

日時：令和2年11月14日(土)

会場：高田城址公園オーレンプラザ

テーマ「安心できる暮らしを提案

～明日のためにできること、地域共生社会の実現に向けて～

<ステージ>

○市共催事業：トークショー

横山 だいすけ氏（歌手・俳優）

○市共催事業：講演「障害者とのコミュニケーション講座」

笠原 芳隆氏（上越教育大学大学院教授）

○市共催事業：認知症サポーター養成講座

県立看護大学認知症オレンジサークル

<その他>

○市共催事業：障害者の芸術作品展示

協力：障害者の文化芸術フェスティバル東海北陸地区実行委員会

障害を持つ2人のアーティストの作品展示



写真：講演「障害者とのコミュニケーション講座」の様子

② 障害者週間における啓発

ニーズ調査の結果を踏まえ、障害のある人が差別と感じる具体的事例を示しながら、障害者週間（12月3日～9日）にあわせ、広報上越や市ホームページなど各種媒体を活用した市民への啓発を行った。

(3) 学校や職場を対象とした啓発

ニーズ調査の結果や障害者差別解消法の概要について、小中学校、ハローワークに啓発用資料を配布し、職場等における啓発を依頼した。

(4) 市職員向け研修会の開催

① 新採用職員研修会：令和2年4月3日（水）

内容：障害者差別解消法について

講師：福祉課職員

② 係長級職員研修会：令和3年2月18日（木）

内容：障害者差別解消法（概要と合理的配慮の提供）

講師：弁護士 原野 聖子氏



写真：係長級職員研修会の様子

## 12月4日～10日は人権週間

昭和23年(1948年)12月10日に国連総会で初めて人権の保障をうたった「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日は「人権デー」と定められており、日本では、12月4日～10日を「人権週間」としています。

私たちは皆、自分の存在や尊厳が守られ、自由に幸せを追い求める権利「人権」を持っています。同時に私たちは他者との関わり合いの中で生きており、多様な個性を認め合い、共に社会を支えていくことが、求められています。

## ●拉致問題巡回写真パネル展

北朝鮮当局による拉致問題への理解を深め、関心を持ち続けていただくための巡回パネル展を開催します。

☎所 ○12月12日㊥～24日㊦・名立コミュニティプラザ ○12月26日㊥～令和3年1月17日㊦・直江津学びの交流館(12月29日～1月3日は休館日) ○1月19日㊥～31日㊦・大潟コミュニティプラザ ※開館時間はいずれも午前8時30分～午後10時

## ●法務局および人権擁護委員による人権相談

新潟地方法務局上越支局内の「常設相談所」と定期的に地域を巡回する「特設人権相談所」を開設しています。特設人権相談所の日程は、広報上越「無料相談」ページや市ホームページでお知らせしています。

## 【常設相談所】

☎平日の午前8時30分～午後5時15分 ☎新潟地方法務局上越支局(☎025-525-4163)

## ～上越市の人権都市宣言(一部抜粋)～【平成20年12月18日宣言】

すべての人は、生まれながらにして自由かつ平等に生きる権利を有しています。しかし、現実には、差別や虐待などで基本的人権が不当に侵される人権問題が発生しています。

私たち上越市民は、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等いかなる理由を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない存在として尊重します。

そして、お互いに相手の立場に配慮し思いやりにあふれた、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現に努めます。

➡ 問合せ…人権・同和対策室(☎025-526-5111、内線1442)

12月3日～9日は障害者週間  
大切にしよう「相手を理解し配慮すること」

障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するため、平成25年6月に障害者差別解消法が制定されました。

## ●障害のある人は差別や嫌な思いを次のように感じています

## 【令和2年4月に市が障害のある人を対象に行ったアンケート調査の結果】

- 障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか  
ある(37.9%) ない(56.4%) 無回答(5.7%)
- 差別や嫌な思いはどこで受けましたか(複数回答)  
学校・職場(49.8%) 店舗・飲食店(22.6%) 公共施設(20.8%) など
- 差別や嫌な思いの内容について(複数回答)
  - ・学校や職場での待遇(教育内容、仕事内容)が異なる(30.2%)
  - ・必要なサービスや医療が受けられなかった(8.7%)
  - ・その他…じろじろ見られた、からかわれた、悪口・陰口、無視された、見下した態度 など

## ●差別をなくすためには

最も大切なことは、障害をはじめ年齢や性別、言語など「自分と異なる特性を持つ相手を理解し、配慮すること」です。

お互いの人格と個性を理解し、尊重し合いながら、お互いに支え合う社会を実現するため、次のような配慮を心掛けましょう。

- 車いすの利用者や高齢者、子どもなどのために、施設の出入りにスロープを設置するなどして移動しやすくする。
- 視覚障害のある人に記載されたメニューやサービスの内容などを読み上げながら説明する。
- 聴覚障害のある人に施設の受付などで筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。
- メニューや案内の文字は、見やすい大きさにする。

障害を理由とした差別でお困りの場合は、福祉課にご相談ください。

➡ 問合せ…福祉課(☎025-526-5111、内線1696)

## 一 学業継続支援給付金

大学生などに対し、学費や生活費の一部を1人につき5万円

給付します。

☎ 大学や専門学校などに在籍する学生のうち、次の①、②の条件を満たす人

① 学生本人が奨学金

の給付または貸付を受けていること(手続き中含む) ② 学生本人

が上越市に住民登録していること、または、本人は上越市外に住民登

録しているが保護者が上越市に住民登録していること

☎ 12月15日④までに福祉課(☎025-526-5111、内線1696)

令和3年3月9日(火)
第2回障害者差別解消支援 地域協議会資料2
福祉部福祉課

## 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにすることにより、すべての市民が、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニケーションができる環境の整備を図り、もって上越市人にやさしいまちづくり条例（平成11年上越市条例第1号）の目指すすべての市民の基本的権利が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 日本語とは異なる文法体系を有し、手指の動きや、非手指動作と呼ばれる顔の部位の変化等により視覚的に表現する言語及び日本語を手指や身体等の動きを使い、口形とともに視覚的に表現する言語をいう。
- (2) コミュニケーション手段 手話、音声言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、拡大文字、代筆、代読、平易な言葉その他情報取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用される表現方法、絵図、写真、イラストその他の手段をいう。
- (3) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (4) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。
- (5) 合理的な配慮 個々の場面において、社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に行われる適切な調整及び変更であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (6) 人にやさしいまちづくり 上越市人にやさしいまちづくり条例第2条第1号に規定する人にやさしいまちづくりをいう。

### （基本理念）

第3条 手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 手話は、独自の体系を有する言語であること及び日常生活又は社会生活を営む上で必

要とされていることを認識すること。

(2) コミュニケーション手段は、障害の特性、障害の有無、個性等により多様であることを理解すること。

(3) 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話言語の普及並びに障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び円滑な利用の促進に関する施策

(2) 障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができるようにするための合理的な配慮を行うことについての啓発に関する施策

(3) 手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に取り組む人材の育成に関する施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に向けて主体的に行動するよう努めるものとする。

(連携及び協働)

第6条 市及び市民は、それぞれの責務又は役割を踏まえ、相互に連携を図りながら協働することを通じて、人にやさしいまちづくりが推進されるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 条例の制定について（参考資料）

**1 制定の趣旨**

条例制定を契機とし、次の(1)から(3)の事項について、周知及び意識啓発に一層取り組み、市民の主体的な行動につなげる。

**(1) コミュニケーションの重要性**

<現状>

- ・上越市人にやさしいまちづくり条例を制定し、住みよい地域社会の形成を目指して取り組んでいる。
- ・人にやさしいまちづくりを進める上で、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、他者とのコミュニケーションが円滑に図られることは極めて重要である。

**(2) 個々の特性に合わせた多様なコミュニケーション手段への理解**

<現状>

- ・コミュニケーションに困難を抱える人は、個々の特性に合わせ、手話、点字、筆記など多様な方法でコミュニケーションを行っているが、こうした実態に対する市民の理解は十分とはいえない。

**(3) 言語としての「手話」への理解**

<現状>

- ・特に、手話は、独自の文法構造を有しており、日本語などとは異なる独立した言語であるにもかかわらず、社会で広く理解されているとはいえない。

**2 条例の位置付け等**

- 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例は、「上越市自治基本条例」、「上越市人にやさしいまちづくり条例」と整合、調整を図り、理念を定める条例と位置付ける。
- 具体的な事業等は、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（令和3年3月策定）等の各種計画に登載し、計画改定時に見直すこととする。

**3 条例の制定を契機とした市民啓発等**

- (1) 広報上越に特集記事を掲載
- (2) 条例制定記念イベント等の開催  
条例制定についての説明や視聴覚障害者による体験発表
- (3) 条例制定啓発用リーフレットの作成  
各種講演会等に合わせて配布
- (4) 特別支援学校の活動発表及び販売会の開催  
日頃の活動を企業へ周知し、雇用の促進につなげる
- (5) 市職員を対象とした研修の開催  
窓口担当職員を対象としたコミュニケーション手段についての研修